

令和3年度 事業計画書

☆ 事業方針

近年、福祉を取り巻く環境はめまぐるしく変化し、人口減少や少子高齢化社会の進展に加え、暮らしの多様化により家庭内や地域社会のつながりが希薄化するなど、様々な要因による地域福祉の在り方が問われています。

このような状況の中、国では、子ども・高齢者・障がい者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向け、地域社会が地域の生活課題を“我が事”として捉え、“丸ごと”を受け止める包括的な支援体制の構築が進められています。

本協議会は、地域福祉推進の中核的機関として、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを一層推進し、より地域に密着した福祉サービスの向上に努めるとともに、行政や各関係機関、団体等との連携・協働を図り、地域における課題やニーズを把握し、住民の皆様とともに地域の課題解決に取り組んでまいります。

本年度は、“このまちで暮らしていく「他人事を我が事に、なかふ丸ごと」みんなでつながる地域づくり”を基本理念とした、「第4期地域福祉実践ふらん(平成29年度～令和3年度)」の最終年度を迎えることから、各事業の評価と併行して「第5期地域福祉実践ふらん(令和4年度～令和8年度)」の策定を行うこととなります。

また、中富良野町からの指定管理事業や業務委託では、町と連携を図りながら利用される方々のニーズを受け止め、本協議会の活動の主旨と連動させながら、さらなる地域福祉の充実を図ってまいります。

☆ 基本計画

1. 会務の運営

- 1) 理事会 5回(5月・6月・9月・12月・3月)

本会の事業並びに運営等に関し、適正かつ効果的な推進を図るための各事業の方針・計画を策定し、執行する。

- 2) 評議員会 2回(定期 6月・3月)

- 3) 監査 4回(5月・7月・10月・1月)

- 4) 総務企画部会 2回(6月・10月)

- 5) 関係諸会議・研修会

役職員の資質向上を目的とする研修会等への参加。

2. 財政基盤の確保

1) 一般会費の確保

各区会に一般会費の適正納入を依頼する。また、会員加入率の低い区会には積極的に訪問等を実施して、会費納入の増加を図る。

2) 特別・賛助会費の確保

特別会費の協力を広く町民に呼びかけるとともに、各事業所を戸別に訪問し賛助会費の協力を依頼し、会費納入の拡大に努める。

3) 補助金・委託料・寄付金・配分金の確保

町・道共募等からの補助金・委託料・配分金の適正確保に努める。

4) 福祉基金・積立金の確保

社協運営の安定を図るための適正な積立金の確保と管理運用に努める。

3. 地域福祉の推進

1) 第4期地域福祉実践ふらんの推進

町の総合福祉計画と連携し、最終年度の第4期地域福祉実践ふらんの着実な実践と評価に努める。

2) 広報活動の推進

「社協だより」年2回の発行並びにお知らせ用チラシを作成して全戸配布を行うとともにホームページを更新して、町民に対して社協活動の啓発に努める。

3) 町社会福祉大会の開催

功労者に対する表彰及び社会福祉についての研究。

4) 共同募金委員会との連携

共同募金・歳末たすけあい運動を町民に対し積極的に働きかけ、募金活動の啓発と推進に協力する。

5) サロン事業の推進

高齢者の方が気軽に集い、地域に住む方々との仲間づくりを促進するため、事業実施への支援を行う。

6) ふまねっと運動の普及推進

月2回の運動教室を実施する。また、地域に出向き老人会・団体等にふまねっと運動が普及するよう努める。

7) 行事用テントの貸出

各種行事・イベントに行事用テントを貸出しする。

8) 高齢者疑似体験教材の貸出

福祉教育・ボランティア学習の推進のため、体験学習・研修会を行う学校、企業、団体などに対して高齢者疑似体験教材を貸出しする。

4. 在宅福祉事業の推進

1) 会食サービス事業 (町委託事業)

おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、月 1 回演芸鑑賞や軽い体操などを行い、社協役員・民生委員・登録ヘルパー・食生活改善協議会の協力をいただき、会食の場を提供し、交流を図る。 899 千円

2) 除雪サービス事業 (町委託事業)

おおむね 65 歳以上で近くに身寄りがなく冬期間の除雪が困難で、健康に優れないひとり暮らし及び高齢者世帯、又は特に病弱とみなされる家庭に人員を派遣し、生活通路の確保を行う。

ただし、状況により実施できない場合がある。 810 千円

3) 配食サービス事業 (町委託事業)

おおむね 65 歳以上のひとり暮らし及び高齢者世帯等で、調理が困難な家庭にデイサービスセンターなかまーるで調理した温かい変化のある昼食・夕食を、毎週 5 回 (月～金) 社協職員・ボランティアが配達し、健康状態及び安否の確認を行う。 9,790 千円

4) 移動支援事業 (町委託事業)

屋外での移動に困難がある障がい者等について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。

5) 移送サービス

病院へ入退院・施設等へ入退所する際、寝たきりの状態又は歩行困難な方をリフト付きワゴン車で送迎する。原則として地域内外の片道所要時間が 1 時間 30 分の範囲内で、家族の付き添いが必要。

6) 福祉機器の貸出

車椅子・介護用ベットを短期間貸出し、介護負担の軽減を図る。

7) 敬老祝金の支給事業

数え 100 歳以上の方に、長寿のお祝いとして敬老祝金を支給する。

5. 介護予防・日常総合支援事業

1) 基準緩和型通所サービス事業 (町委託事業)

身体機能の低下がみられ、要支援状態となるおそれがある高齢者、又は要支援 1・2 と認定された方に対して、通所による運動器の機能向上及び介護予防の各種サービスを提供することにより、要介護状態となること及び閉じこもりの防止、認知症予防など自立した日常生活を営むことができるよう支援する。 7,199 千円

2) 生活支援体制整備事業 (町委託事業)

地域における助け合いや高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築する。 7,766 千円

- 3) 地域介護予防活動支援事業「開放型サロン」 (町委託事業)
住民誰もが気軽に寄り合え、お互いが生活の張りを持ち合えるような居場所作りをとおして、地域での孤立予防や日頃の見守り・支え合い活動へと展開させていくことを目指して、高齢者同士又は世代を超えた地域住民の交流活動を行う。 2, 253千円
- 4) 介護ボランティア事業 (町委託事業)
サポートクラブにじまーをとおして地域貢献することを奨励及び支援する。 492千円
- 5) 基準緩和型訪問サービス事業 (新規事業) (町委託事業)
要支援1・2又はチェックリスト対象者に対し週1回まで、掃除・洗濯物干し程度の生活援助を行う。 2, 131千円
- 6) 介護予防普及啓発事業 (新規事業) (町委託事業)
サロン・老人会に出向きスマートフォン講座等企画し、介護予防出前講座を実施する。 250千円

6. 介護保険事業の実施

- 1) 居宅介護支援事業
要介護認定調査で介護1から5の認定を受けた方の「ケアプラン」(介護サービス計画)を作成する。
- 2) 通所介護事業・予防通所介護事業
デイサービスセンターなかまーにおいて、日帰りで食事、入浴などの介護サービスや機能訓練を提供する。

7. ボランティア活動の推進

- 1) 福祉ボランティア活動の支援
個人・団体ボランティアの育成と、ボランティア活動について、積極的に支援を図る。
- 2) ボランティアセンター機能の充実
地域住民との情報共有化を目的とし、ボランティア情報収集機能、ネットワーク機能、コーディネート機能の強化を図る。

8. 要援護者生活支援事業の推進

- 1) 社会福祉金庫の貸付
緊急生活資金として貸付を行い、一時的な生活安定を図る。
- 2) 生活福祉資金の貸付
低所得者世帯・障がい者世帯・高齢者世帯を対象に生活福祉資金の貸付を行うことにより生活の安定を図る。

3) 日常生活自立支援事業

自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方やお金の管理に困っている方を対象として、生活支援員が支援計画にそって福祉サービスの利用手続きや金銭管理のお手伝い、日常生活費の管理等を行います。

4) 歳末たすけあい募金の配分

低所得者世帯や子育て支援を要する世帯に歳末義援金を配分する。

9. 各種福祉団体等への活動支援

1) 福祉団体等活動の推進

社会福祉の増進を図るため、老人クラブ連合会・身障協会・手をつなぐ育成会・母子会の福祉団体及び遺族会の事務局を運営し、育成と事業活動への支援を行う。

2) 福祉団体等への活動費助成

活動資金の援助が必要な団体に対し、活動費の助成を行う。